

産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会「限定提供データに関する指針（改訂案）」及び「秘密情報の保護ハンドブック（改訂案）」に対する意見書

2024年（令和6年）1月10日
日本弁護士連合会

産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会「限定提供データに関する指針（改訂案）」（以下「限定提供データ指針改訂案」という。）及び「秘密情報の保護ハンドブック（改訂案）」（以下「秘密情報ハンドブック改訂案」という。）に関して、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

1 限定提供データ指針改訂案について

- (1) 当連合会の2022年4月22日付け「産業構造審議会知的財産分科会不正競争防止小委員会「デジタル社会における不正競争防止法の将来課題に関する中間整理報告（案）」、「限定提供データに関する指針（改訂案）」及び「秘密情報の保護ハンドブック（改訂案）」に対する意見書」（以下「2022年4月意見書」という。）1頁及び3頁において、限定提供データ保護制度と営業秘密保護制度と両方の制度で情報の保護が図られるよう立法的解決を図ることが望ましい旨を述べたことについて、令和5年不正競争防止法改正（以下「今次改正」という。）により対応がなされたことを評価する。
- (2) 今後、経済産業省において、「請求権者」という定義規定の解説（限定提供データ指針改訂案48～50頁）については、「限定提供データ保有者」という定義規定に関する解説の加筆を検討すべきである。
- (3) 「限定提供データ」の要件の今次改正を踏まえて、限定提供データ及び営業秘密の「両制度による保護の可能性を見据えた管理」（限定提供データ指針改訂案16頁）に関するガイドブック等の策定をすべきである。
- (4) さらに、近時のAIの利活用による生成物と「使用」行為（限定提供データ指針改訂案23～24頁）該当性に関する解説の加筆も議論することが望ましい。

2 秘密情報ハンドブック改訂案について

- (1) 主にスタートアップ及び中小企業において情報管理に関して経済産業省が発行するガイドライン等が複数あり各ガイドライン等の関係を理解すること

に困難が生じていることから、各ガイドライン等の関係に関する記載を充実化すべきである。

(2) また、解釈を明確化すべきである。

(3) 人材の流動化が進んでいるため、競業避止義務に関する裁判例のアップデート等転職に関する記載の充実化を検討すべきである。

(4) 営業秘密及び秘密情報を取りまく環境の変化に伴う修正を各種契約書等の参考例にも反映することを検討すべきである。

3 弁護士が、スタートアップ及び中小企業等の各企業、大学等研究機関並びに個人に対して、今回改訂される「限定提供データに関する指針」及び「秘密情報の保護ハンドブック」も活用した専門的なアドバイスの提供及び一般市民に対する制度の普及啓発を続けていけるよう、当連合会としても取り組んでいく所存である。

第2 意見の理由

1 限定提供データ指針改訂案について（意見の趣旨1）

(1) 2022年4月意見書1頁及び3頁において、限定提供データ保護制度と営業秘密保護制度と両方の制度で情報の保護が図られるよう立法的解決を図ることが望ましい旨を述べたことについて、今次改正により対応がなされたことを評価する。今後、情報管理に関する実務及び技術の推移を踏まえて経済産業省において限定提供データ指針改訂案への加筆等について議論をすることが望ましいと考える点は、以下のとおりである。

(2) 請求権者について

当連合会は、2022年4月意見書5～6頁において、「指針（改訂案）45頁で、「限定提供データに係る不正競争によって『営業上の利益』を侵害される者は、原則として、『限定提供データ保有者』（法第2条第1項第14号、法第15条2項参照）になると考えられる。」という記載は、「『限定提供データ保有者』（法第2条第1項第14号、法第15条第2項参照）は、原則として、限定提供データに係る不正競争によって『営業上の利益』を侵害される者になると考えられる。」と修正するのが適切だと思われる。」と述べた。

この点については、今回の限定提供データ指針改訂案48頁でも修正はなされていない。

もっとも、本質的な問題としては、限定提供データ指針改訂案が、「誰がデータ保有者となるかについては、不正行為の対象とされたデータの管理に

かかる具体的ビジネスモデル等によって事案ごとに決まる。」（同39頁）と解説しているものの、そもそも、「限定提供データ保有者」という定義規定に関する解説をしていないこと、及び「データ保有者」という用語に関する解説もしていないことに起因する問題と考えられる。

限定提供データ指針改訂案39～40頁及び49頁においても紹介されているように、データの利活用においては複数主体が登場するものであるから、何をもって「データを保有」していると考えられるのか、「営業上の利益」を有していれば「データ保有者」なのか、電磁的管理を施している者が「データ保有者」なのか等、今後の情報管理に関する実務及び技術の推移を踏まえながら限定提供データ保護制度の趣旨に照らして次回改訂時に充実した議論が行われることを期待する。

(3) 「両制度による保護の可能性を見据えた管理」について

限定提供データ指針改訂案16頁において、営業秘密及び限定提供データの「両制度による保護の可能性を見据えた管理を行うことが期待される。」という改訂案が示されているところ、各企業においては、まさにそのような管理体制の具体的内容を知りたいという要望があることから、今後、当該管理に関するガイドブック等が策定されるべきである。

当該策定の際には、当連合会としても協力を惜しむものでない。

(4) 近時のAIの利活用による生成物と「使用」行為該当性について

限定提供データ指針改訂案は、秘密情報ハンドブック改訂案と比して、近時のAIとして利活用されている生成AIに関する言及は見当たらない。

しかし、近時、AIを利活用する場合、そのモデルによっては、「取得したデータを使用して得られる成果物」（限定提供データ指針改訂案24頁）が「取得したデータと実質的に等しい場合や実質的に等しいものを含んでいると評価される場合」（同頁）もあると考えられる。

AIに関する今後の技術趨勢及び議論を踏まえて、次回改訂時に充実した議論が行われることを期待する。

2 秘密情報ハンドブック改訂案について（意見の趣旨2）

情報管理に関して経済産業省が発行するガイドライン等が複数あって各ガイドライン等の関係を理解することに困難が生じていることから、各ガイドライン等の関係に関する記載を充実化することが望ましい。また、秘密情報の保護ハンドブックは、秘密情報の管理に関する対策等の実務を辞書的に収載・紹介するものであり、スタートアップ及び中小企業等の各企業、大学等研究機関並びに個人が、適宜、参照するものであるから、読み手にとっての使いやすさ・

分かりやすさの観点を踏まえて、以下の(2)～(4)の改善が検討されることを希望する。

(1) 経済産業省が発行する情報管理に関する他のガイドライン等との関係について

- ①企業における情報管理は、不正競争防止法等の法令ごとに行うものではなく、また、サイバーセキュリティ、技術情報流出及び輸出管理などのリスクごとに行うものでもなく、あらゆる法令及び実務を踏まえて横断的に行われるものである。
- ②そこで、サイバーセキュリティに関して、コラムの記載（秘密情報ハンドブック改訂案125頁）にとどまらず、経済産業省が発行するサイバーセキュリティ経営ガイドライン（秘密情報ハンドブック改訂案230頁）との異同及び関係についてもより詳しく紹介されることを希望する。
- ③同様に、技術情報管理についても、コラム（秘密情報ハンドブック改訂案141頁）として紹介するのみならず、秘密情報ハンドブック改訂案で紹介する対策案と技術情報管理認証制度の基準との異同、並びに当該認証制度のために経済産業省が案内している自己チェックリスト及び活用ガイドとの具体的な併用（活用）方法についても紹介されることを希望する。
- ④また、外為法コンプライアンスについては、特に大学等において取り組まれているところ、秘密情報ハンドブック改訂案44頁において「大学・研究機関に勤務している教員・研究者など」に関する加筆をするのであれば、外為法との交錯点についても、より詳しく紹介されることを希望する。
- ⑤あわせて、「秘密情報の保護ハンドブック」の内容を分かりやすく紹介した資料として「てびき」が、また、秘密情報管理の事例集として「秘密情報の保護・活用事例集」が発行されていることについて、秘密情報ハンドブック改訂案においても紹介し、「秘密情報の保護ハンドブック」が企業等においてより活用されることを期待する。

(2) 解釈の明確化について

①「生成AI」の利用による情報漏えいリスクの解説について

今般の生成AIブームを踏まえて、秘密情報ハンドブック改訂案において全般的に生成AIに関する記述の加筆案が示されていることについては評価するが、例えば、生成AIでない従前のAIを利用した文書系ツールの利用による文書記載内容の漏えいリスクについては従来から指摘がなされてきたところであり、単に「生成AI」に絞った追記とすべきかについては、検討を要する。

「生成A Iを含む新たなツール」（秘密情報ハンドブック改訂案129頁）という記載もあるが、例えば、「生成A Iを含む新たなツール」には、従前のA Iを利用した文書系ツール及びチャットボット（（生成）A Iが搭載されているのか否か利用者において判然としない場合もある）等があることについても付記すべきである。

また、秘密情報ハンドブック改訂案への生成A Iに関する追記にあたり「社外に流出・公開等されてしまう可能性」（秘密情報ハンドブック改訂案27頁）等の記載が多用されているが、そもそも「生成A Iを含む新たなツール」を利用して入力した情報を「社外」の者がアクセスできるようになることを認識していない企業等も散見されるから、より具体的な記載が望ましい。

②「管理」要件について

今次改正により「日本国内において管理されている」営業秘密に関する国際的な侵害事案における民事訴訟の手續が明確化されたこと（同法第19条の3）を紹介する秘密情報ハンドブック改訂案135頁で、「管理」の説明として「サーバに蔵置」という新しい用語が見受けられるが、物理サーバ及び仮想サーバそれぞれに応じて「管理」に該当し得る例を解説すべきである。

③不正取得行為における不正性の程度と「産業スパイ」という例示について

今次改正について説明する秘密情報ハンドブック改訂案146頁で「①産業スパイなど営業秘密を不正手段で取得した者(第2条第1項第4号)」と追記する改訂案が示されているが、平成27年の制度導入当初から、「産業スパイ」に対象を限っていたものではなく、同号の不正取得行為があたかも「産業スパイ」並みに不正な場合に限られるかのような誤解も生じかねない。

よって、「産業スパイ」は削除することが望ましい。

(3) 転職に関する記載について

①転職者と事後的悪意について

秘密情報ハンドブック改訂案147頁で「警告書を受け取ること等により営業秘密の不正取得・不正開示に関する経緯を事後的に知った場合であって」と追記する改訂案が示されているが、実務においては、どのような内容の警告書であれば事後的悪意とすることができるのかという点が問題である。単に警告さえすれば（受け取らせさえすれば）事後的悪意にできるかのように読める記載については、転職の自由及び人材の流動化という

時勢に鑑みても、より明確かつ適切な記載を検討すべきである。

同様に、秘密情報ハンドブック改訂案149～150頁にかけて「転職者により営業秘密の持ち出し等を理由とする警告や訴えの提起等がなされた場合には」と追記する改訂案が示されているが、①「警告」の段階と「訴えの提起」の段階とでは、転職前に勤務していた企業の秘密情報が社内に持ち込まれた可能性の程度も異なる上、②実務においては、「同人が社内に持ち込んだ情報」が何なのか明確に分からない中で社内調査を行わなければならない場合もあり、また、③「その内容によっては当該情報を削除」したくても「当該情報」の外延が不明であったり、混入していて「削除」できなかつたりする場合もあることから、追記するのであれば、場合分けをしたり、実務上の問題点も紹介するなど、より記載を充実化すべきである。

②「参考資料5 競業避止義務契約の有効性」について

特にスタートアップ企業等においては人材が流動化しており競業避止義務契約が締結されることも少なくないことから、秘密情報ハンドブック改訂案237頁以下の裁判例紹介も適宜、アップデートすべきである。

(4)「参考資料2 各種契約書等の参考例」について

秘密情報ハンドブック改訂案187頁以下の参考資料2についても、情報の利用態様の変化（例えば、CDが使われることは少なくなった一方で、クラウドサーバを利用することが多くなった等）を踏まえた参考例に改訂し、スタートアップ及び中小企業等において参照しやすい参考例とすべきである。

なお、「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン(平成26年12月12日厚生労働省・経済産業省告示第4号)」(同頁)は廃止されたので該当記載は削除すべきである。

3 データ等の情報管理及び利活用について

企業がデータを含めた情報の管理及び利活用を行うにおいては、知的財産政策室所管の不正競争防止法のみならず、各業法、個人情報の保護に関する法律及び刑法などの法令横断的な幅広い法的知見、並びに、プライバシー問題及びサイバーインシデントへの対応、AIツールの普及などの最先端の実務を踏まえる必要がある。

このため、情報管理及び利活用に関する戦略の決定、及び情報管理体制構築・運用に関する法的助言、並びに、データ戦略などのDX戦略に即した契約内容の起案及び戦略的な契約交渉への法的助言等ができる法律専門家のニーズは増

大している。

そこで、弁護士が、スタートアップ及び中小企業等の各企業、大学等研究機関並びに個人に対して、今回改訂される「限定提供データに関する指針」及び「秘密情報の保護ハンドブック」も活用した専門的なアドバイスの提供及び一般市民に対する制度の普及啓発を続けていけるよう、当連合会としても取り組んでいく所存である。

以上